

通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書	※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号	申告区分
法人名	法 人 番 号					
	事 業 年 度	令和 令和		年 年	月 月	日から 日まで

1. 計算の対象となる法人の区分等

法人税における 通算承認の有無	①	有(通算法人)・ 無(通算法人以外の法人)
通算親法人・ 子法人の区分	②	通算親法人 ・ 通算子法人
法人の区分	③	普通法人・一般社団法人等・公益法人等(一般社団法人等以外)・協同組合等・特定医療法人

2. 加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の計算

通 算 対 象 欠 損 金 額						率	加算対象通算対象欠損調整額					
④	兆	十億	百万	千	円	$\frac{23.2 \text{又は} 19}{100}$	⑤	兆	十億	百万	千	円
	被 配 賦 欠 損 金 控 除 額						加算対象被配賦欠損調整額					
⑥	兆	十億	百万	千	円		⑦	兆	十億	百万	千	円

3. 課税標準となる法人税額の計算

(使途秘匿金税額等)	⑧	兆 (	十億	百万	千	円)
法人税法の規定によって計算した法人税額						
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	⑨					
加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額 ⑤＋⑦	⑩					
控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	⑪					
控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額	⑫					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑬					
課税標準となる法人税額 ⑧＋⑨＋⑩－⑪－⑫＋⑬	⑭					

通 算 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号	(電話	)
(ふ り が な) 通 算 親 法 人 の 名 称 及 び 法 人 番 号	(法人番号)	

1	整 理 番 号	事務所	区分	管 理 番 号	申告区分	24	
38	法 人 番 号	37				69	
	申告年月日	25	44				49
		事業年度					
		43	50			55	
12	B	予備					

04					

[illegible][illegible][illegible]

使途秘匿金税額等	15					
	08					
	09					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					

→ (法人番号)

70 82

第20号様式別表1記載要領

- 1 この計算書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第321条の8第3項(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。))附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。))の規定の適用を受けようとするものに限る。)が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 4 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。
- 5 「通算対象欠損金額④」の欄は、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額(法第321条の8第11項に規定する通算対象欠損金額をいう。)がある場合に、法人税の明細書(別表7の2)の「通算対象欠損金額(5)」の欄の金額を記載すること。
- 6 「加算対象通算対象欠損調整額⑤」の欄は、「通算対象欠損金額④」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第11項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日)における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)にあつては100分の23.2を、法第321条の8第4項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第321条の8第4項第2号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- 7 「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額(法第321条の8第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。)がある場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 法人税の明細書(別表7(2)付表1)の「当初被配賦欠損金控除額(21)」の「計」の欄の金額
 - (2) (1)に掲げる場合以外の場合 法人税の明細書(別表7(2)付表1)の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の「非特定欠損金配賦額(18)」の欄の金額から「非特定欠損金額に係る控除未済額(5)」の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)に、「非特定損金算入割合(20)」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額
- 8 「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の欄は、「被配賦欠損金控除額⑥」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第17項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の

前日)における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)にあっては100分の23.2を、法第321条の8第4項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第321条の8第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(32)若しくは(37)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(29)又は(34)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(12)付表2)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」又は法人税の明細書(別表6(9)付表)の(32)若しくは(37)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等(政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。)に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(10)付表)の(29)又は(34)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書(別表6(12)付表2)の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

10 「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」の欄は、法第321条の8第11項又は第17項の規定の適用がある場合に、「加算対象通算対象欠損調整額⑤」及び「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の各欄の金額の合計額を記載すること。

11 「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄は、法第321条の8第3項、第8項、第13項又は第19項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

12 「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第321条の8第23項又は第26項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「合計」及び第20号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「合計」の各欄の金額の合計額を記載すること。